

## 第2回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日 時 平成19年12月14日（金） 15:30～17:30

2 場 所 中央合同庁舎2号館 8階 共用801会議室

3 出席者 廣松座長、玄田委員、椿委員、中原委員、山口委員  
（オブザーバ）総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

### 4 議 題

- (1) 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
- (2) 匿名データの作成事例について
- (3) その他

### 5 議事の概要

議題1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について

事務局より、資料1に基づき、第1回研究会において提示した検討事項に係る対応方針案について説明

主な意見等は次のとおり。

- ・ 調査対象者の信頼を損なわないためにも公益性についての審査は必要。
- ・ 統計は国民共有の財産であるから、社会に還元されることは重要であるが、分析結果を公表することにより、特定の団体や地域に利益・不利益が生じることもあり、公表することについて無制限でよいかという問題もあり、それは公表する側の倫理性が強く求められる。
- ・ 教育目的で使用の場合、指導者が使用するのなら良いが、学生まで広げるのは心配である。安易に広げるのは問題である。調査対象者の不安をあおることになる。
- ・ 二次利用の目的について、学術目的か営利目的かの区別は実質的には困難である。
- ・ 公益性の高いものと営業目的などの目的の双方を含んでいる場合、住民基本台帳の閲覧制度の場合は公益性が高いと認められないとしているが、二次利用の場合は個人を特定できない形で利用するので、住民基本台帳の場合の解釈と異なっても問題ないのではないか。
- ・ データの管理責任者も明確にした方がよいのではないか。
- ・ 学界と行政との連携の好機であり、もっと学界を活用すべきである。利用目的の審査の最終的な判断は調査実施者が行うとしても、事前に学界を通じて、学界の審査を得たものを申請するという方法もあるのではないかと。調査実施者は統計調査を熟知しているからこそ、慎重な対応になることが心配である。

- ・ 共同研究が多くなっているため、利用申請者が大学の研究者でないとだめなのか、どういふ場合ならいいのか、その取扱いを検討する必要があるのではないか。
- ・ 申込み時の研究計画の提出について、雛形を作ってほしい。文部科学省の科研費が参考になるであろう。
- ・ 政府統計全体の窓口を設けることは大変有効であり、申込みを含めて窓口を一体化した方がよいのではないか。
- ・ 統計調査の実施の際にコールセンターを設置する場合があるが、そのような事も考えられるのではないか。
- ・ 著作権の帰属については、契約上明確にしておくことが重要である。
- ・ 匿名データは当該研究目的以外に利用できないこととされており、研究が終了しても持ち続けていると管理がルーズになる危険性もあるため、申請ごとにきちんと処理すべきである。
- ・ 匿名データは、原則として全ての統計調査を対象とすべきと考える。
- ・ 2次利用に関する需要把握は大事であり是非やってほしい。
- ・ 統計データの二次利用を効率的に実施するために、一箇所にノウハウを蓄積していけば、多様なニーズにも対応できるのではないか。

## 議題2 匿名データの作成事例について

山口委員より、資料2に基づき、一橋大学において実施しているマイクロデータの試行的提供における秘匿処理の考え方等について説明

主な意見は次のとおり。

- ・ 秘匿処理をする場合、高度なスキルが必要なのか。必要だとすれば、特定の機関に一本化した方が効率的ではないか。
- ・ 新統計法において2次利用の準備は10月から部分施行するとされている。早急に具体的なデータ(調査結果)を用いた秘匿措置等の研究を開始すべきではないか。

次回の研究会は、1月28日午後を開催する予定。

(文責...総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室)